

## 大垣市社会福祉協議会表彰推薦要領

第1条 この要領は、大垣市社会福祉協議会表彰規程（以下「規程」という。）第4条、第5条及び第9条の規定に基づき、一般表彰の推薦に関する事項について定めるものとする。

第2条 規程第4条及び第5条に規定する功労者表彰に該当する者は、次に掲げる条件を具備する者とする。

1	表彰区分	推薦母体	推薦可能数
	民生児童委員	民生児童委員協議会長	
	自治会長	市社協・地区社協会長	
	福祉推進委員	市社協・地区社協会長	
	善行児童	校区子ども会育成連絡協議会長 校区PTA会長・学校長	各校区2個人まで推薦
	子ども会	校区子ども会育成連絡協議会長	各校区2団体まで推薦
	児童福祉功労者	校区子ども会育成連絡協議会長 社会教育スポーツ課長	各校区1個人まで推薦
	老人福祉功労	地区老人クラブ会長	市内40団体・40個人
	身障福祉功労	市身障協会会長	市内2団体・2個人
	母子寡婦福祉功労	市母子寡婦会長	市内2団体・2個人
	遺族福祉功労	市遺族会会長	市内2団体・2個人

2	表彰区分	推薦母体	推薦可能数
	一般社会福祉功労	各連合自治会長	各連合自治会 2団体・2個人
		社会福祉施設長	市内 2団体・ 2個人
		社会福祉協議会長	

3	表彰区分	推薦母体	推薦可能数
	永年勤続	民間社会福祉施設代表	
		市社会福祉協議会長	

第3条 規程第9条に規定する候補者の推薦は、以下の推薦様式により推薦するものとする。

1	表彰区分	推薦母体	推薦様式
	民生児童委員	民生児童委員協議会長	8号
	自治会長	市社協・地区社協会長	9号
	福祉推進委員	市社協・地区社協会長	7号
	善行児童	校区子ども会育成連絡協議会長	3号-1
		校区PTA会長・学校長	3号-2
	子ども会	校区子ども会育成連絡協議会長	1号-1
	児童福祉功労者	校区子ども会育成連絡協議会長	2号-1
		社会教育スポーツ課長	2号-2
	老人福祉功労	地区老人クラブ会長	(団体) 4号-2・(個人) 5号-2
	身障福祉功労	市身障協会会長	(団体) 4号-3・(個人) 5号-3
	母子寡婦福祉功労	市母子寡婦会長	(団体) 4号-3・(個人) 5号-3
	遺族福祉功労	市遺族会会長	(団体) 4号-3・(個人) 5号-3

2	表彰区分	推薦母体	推薦様式
	一般社会福祉功労	各連合自治会長	(団体) 4号-1・(個人) 5号-1
		社会福祉施設長	(団体) 4号-4・(個人) 5号-4
		社会福祉協議会長	(団体) 4号-3・(個人) 5号-3

3	表彰区分	推薦母体	推薦様式
	永年勤続	民間社会福祉施設代表	6号-2
		市社会福祉協議会長	6号-1

第4条 規程第5条に規定する勤続・従事年数は、育児休業期間及び私的事由による休職期間を除くものとする。

附 則

この要領は、平成5年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。